

ゆりかご・江東事業スタート

すべての妊婦への面接を実施



妊娠から子育てまでを切れ目なくサポート

区では、助産師等の専門職がすべての妊婦さんと面接を行うなど、妊娠期からの支援を行う「ゆりかご・江東(妊娠出産支援)事業」を開始します。妊娠期から専門職が関わることで、出産や育児への不安を軽減し、各家庭のニーズに応じた支援を行い、安心して子育てのできる環境を整えます。

☎保健所保健予防課保健係 ☎(3647)5906

▲専門職との面接で、妊娠期も安心してすごせます。

事業の流れ



対象者
 平成28年4月1日以降妊娠中にゆりかご面接を受けた方(すでに母子健康手帳の交付を受けている妊婦さんは、お住まいの地域を所管する保健相談所にお問い合わせください)。

「妊婦用・育児支援グッズ」を贈呈します。

また、ゆりかご面接を受けた方には、面接時に妊婦用グッズを、出産後に育児支援グッズを贈呈します。

保健相談所の専門職がすべての妊婦さんへサポート

妊娠届を提出して母子健康手帳を受け取った方には、保健相談所で助産師等の専門職が面接(ゆりかご面接)を行います。

妊娠中に面接を受けていただくことで、妊娠期からの不安を早期に解消して、安心して出産・育児へ臨むことができるようになります。

保健相談所の専門職は、各家庭のニーズに沿った情報を提供し、必要に応じて支援プランを作成します。

また、ゆりかご面接を受けた方には、面接時に妊婦用グッズを、出産後に育児支援グッズを贈呈します。

「開始時期」6月から(予定)



出産直後に家族などから育児支援を得ることが難しく、からだの不調や育児の不安がある母子に対して、休息や育児アドバース、乳房ケアなどの産後ケアを医療機関等で実施します。対象となる方は次のとおりです。

「シヨウトステイ(宿泊型)」
 第1子出産後1か月未満の母子
 「デイケア(日帰り型)」
 産後4か月未満の母子
 「乳房ケア(訪問型・施設型)」
 産後4か月未満で乳房トラブルを抱える方

対象となる方は次のとおりです。
 「シヨウトステイ(宿泊型)」
 第1子出産後1か月未満の母子
 「デイケア(日帰り型)」
 産後4か月未満の母子
 「乳房ケア(訪問型・施設型)」
 産後4か月未満で乳房トラブルを抱える方

国民健康保険の届出

就職・退職したときは忘れずに

職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入していない方で江東区に住んでいる方は、原則国民健康保険に加入しなければなりません。

次に該当する方は国民健康保険の加入対象となります。

- 事業所を退職した後、他の健康保険に加入していない方
- 他の健康保険の被扶養者となっていないパートタイマー・アルバイトの方で、その会社の健康保険に加入していない方
- 個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に加入していない方

※社会保険強制適用事業所(株式会社・有限会社・財団法人等)にお勤めの方は、国民健康保険への加入はできません。

後期高齢者医療保険料を改定

決定通知書等は7月中旬に発送

平成28・29年度の保険料率が下図のように決定されました(東京都後期高齢者医療広域連合により、2年ごとに算定方法が改定されます)。

保険料の計算方法等、詳細は東京都後期高齢者医療広域連合から発行されている「東京いきいき通信」等をご参照ください。平成28年度の保険料額決定通知書等は7月中旬に発送します。

医療保険課収納管理係

☎(3647)8520
FAX(3647)8443

後期高齢者医療保険料(年額)

	均等割額	所得割率	限度額
平成28・29年度	42,400円 (200円増)	9.07% (0.09ポイント増)	57万円 (変更なし)
平成26・27年度 (参考)	42,200円	8.98%	57万円

国民健康保険料を改定

保険料納入通知書は6月中旬に発送

国民健康保険料は、基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等分(支援金分)、介護納付金分(介護分)を合わせて算出します。それぞれの平成28年度の保険料率等が、下表のとおり改定されました。

なお、納付方法は普通徴収と特別徴収の2種類です。

「普通徴収」年間保険料額を、6月期・平成29年3月期の10回に

特別徴収が始まる方へ (年金からの差し引き)介護保険料の 仮徴収額通知書を送付

特別徴収(年金からの差し引き)が4月、6月から始まる方あて仮徴収額通知書を4月中にお送りします。

なお、引き続き年金からの差引きされる方の4月と6月の保険料は2月と同額になります。

平成28年度の介護保険料額は6月中旬に通知

今回送付する通知は、前年度の区民税の情報をもとに仮計算したものです。平成28年度の区民税が決まる6月に改めて再計算を行い、6月中旬に65歳以上の被保険者全員に「平成28年度介護保険料額決定通知書」をお送りします。

保険料の支払い方法

介護保険は、皆さんの納める

の方は、平成28年2月に年金から納めた額と同額を仮徴収として納めていただきます。

平成27年4月以降に65歳になった方や転入した方等で新たに対象となる方は、平成27年度の基礎賦課分と後期高齢者支援金等分を合わせた年間保険料の、

8月に仮徴収(※)として納めていただいた後、10月から本徴収が始まります。本徴収は年間保険料額から仮徴収額を除いた残額を、10・12・2月に割り振ります。

※前年度から引き続き特別徴収

「特別徴収」年金差引きで納めていただく方法で、老齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方は、こちらの方法になります。

「特別徴収」年金差引きで納めていただく方法で、老齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方は、こちらの方法になります。

65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入されたばかりの方、または特別徴収の対象にならない方が、納付書や口座振替により納めていただく方法です。

「普通徴収」65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入されたばかりの方、または特別徴収の対象にならない方が、納付書や口座振替により納めていただく方法です。

保険料の支払いが困難な方はご相談を

介護保険は、皆さんの納める保険料を滞納していると、滞りや強制執行などの恐れがあります。滞りや強制執行などの恐れがある場合は、ご相談ください。

介護保険課資格係

☎(3647)9493

の30として保険料を算定する軽減措置を行います。

「雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34」で、離職時の年齢が65歳未満の方

「対象建築物昭和45年以前に建築された建築物で、建築物の構造が木造または木造と鉄骨造による混構造。建物の用途が専用

前年中の総所得金額等が基準以下の方に對して、保険料の均等割額の7割、5割または2割が減額されます。平成28年度は減額基準が変更されました。

均等割額減額基準、納付方法等の詳細は、国保加入世帯に4月中旬にお送りする「国保

昭和45年以前に建てられた木造系の住宅など

区では、老朽建築物の除却に對して、除却費用の一部を助成する制度を設けています。

※申請には、建築調整課建築防災係(区役所5階25番)にある「誰でもできるわが家の耐震診断」を記入し、提出してください。

「対象建築物昭和45年以前に建築された建築物で、建築物の構造が木造または木造と鉄骨造による混構造。建物の用途が専用

「申請期間」4月1日(金)から平成29年1月31日(金)まで

「申請対象者」対象建築物の所有者で個人の方に限ります。

建築調整課建築防災係

☎(3647)9764
FAX(3647)9009

「だより」および小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保」をご覧ください。

☎(3647)8520

保険料の計算のしかた等

$$\text{年間保険料額 (28年4月~29年3月)} = \text{①医療分 (加入者全員)} + \text{②支援金分 (加入者全員)} + \text{③介護分 (40~64歳の加入者)}$$

①医療分 (医療費等の財源) 年間限度額 54万円 ◆所得割額◆ 加入者全員の「年間所得額」×6.86% ◆均等割額◆ 35,400円×加入者数	+	②支援金分(後期高齢者医療制度への支援金) 年間限度額 19万円 ◆所得割額◆ 加入者全員の「年間所得額」×2.02% ◆均等割額◆ 10,800円×加入者数
③介護分(介護納付金分) 年間限度額 16万円 ◆所得割額◆ 40~64歳の加入者の「年間所得額」×1.48% ◆均等割額◆ 14,700円×40~64歳の加入者数	+	

「年間所得額」 前年の総所得、山林所得金額、株式・分離譲渡所得金額等の合計額から、基礎控除額33万円を控除した金額のことです(雑損失の繰越控除額は控除しません。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用います)。

4月から区の組織が一部変更

福祉部などで組織改正

4月から区の組織を一部変更 (区役所隣防災センター5階) ☎(3647)8664

政策経営部

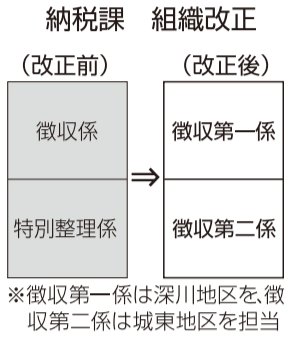
東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、推進体制をより強化するため、オリンピック・パラリンピック開催準備室を新設します。

また、情報システム課にIT推進係を新設し、庁内LANシステムの運用・管理体制の強化を図ります。

○オリリンピック・パラリンピック開催準備室(区役所4階1番奥) ☎(3647)5513
情報システム課IT推進係

区民部

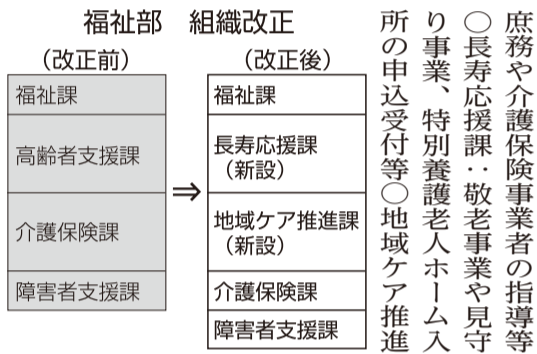
納税課の徴収部門を地区ごとの担当制へ再編します。



○納税課徴収第一係・徴収第二係(区役所5階7番) ☎(3647)4153

福祉部

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、利用者の状況やニーズに合わせたサービスを提供し、わかりやすい窓口にするため組織を再編します。



○長寿応援課・敬老事業や見守り事業、特別養護老人ホーム入所の申込受付等
 ○地域ケア推進課

○福祉課(区役所3階7番) ☎(3647)4541
 地域ケア推進課包括推進係(区役所3階7番)

教育委員会事務局

区立学校等および校外施設的设计・工事および営繕の充実のため、学校施設課施設工事を廃止し、施設工事第一係と施設工事第二係を新設します。

○学校施設課施設管理係(区役所6階8番) ☎(3647)9173

狂犬病予防注射

集合注射を利用して必ず年一回の接種を

飼い犬には、年一回(4月から6月)狂犬病予防注射の接種と、注射済票の交付が必要です。狂犬病予防定期集合注射を左表の日程で実施します。

注射済票の交付

すでに動物病院で接種し、交付を受けていない方は、「狂犬病予防注射済票証明証」を保健所に持参してください。集合注射会場でも交付を受け付けます。

登録

所有者は、登録と鑑札の交付が必要です。登録は集合注射会場でも受け付けますので、新しく飼った方、登録がまだの方はご利用ください。登録済の方は、犬に鑑札を付け、保健所から送付したはがきを持参し、集合注射会場へお越しください。

【実施時間】各日13:30~15:00

実施日	会場	備考
4/10(日)	江東区役所	雨天実施
4/11(月)	有明スポーツセンター(有明2-3-5) 砂町公園(東砂7-15)	雨天実施
4/12(火)	旧三大小記念公園(大島7-38) 香取公園(亀戸4-27)	雨天中止
4/13(水)	深川公園(富岡1-16) 城東保健相談所(大島3-1-3)	雨天実施
4/14(木)	豊洲公園(豊洲2-3) 亀戸東公園(亀戸7-8)	雨天中止
4/15(金)	高森公園(森下3-13) 砂町中央公園(北砂4-20)	雨天実施
4/16(土)	江東区役所	雨天実施

○未登録の方6,650円(注射、注射済票のほか、登録3,000円)
 ※お釣りのないようにご準備ください
 ○保健所生活衛生課生活衛生係 ☎(3647)5844

定期(法定)予防接種

対象者には個別に接種票を送付

区では、定期(法定)予防接種を実施しています。対象者には、個別に予防接種票をお送りしています。接種時期になりましたらお子さんの体調の良いときに母子健康手帳を持参して接種を受けてください。区ホームページでも各予防接種時期等をお知らせしています(BCGは今年度から23区内の指定医療機関で接種可)。

日本脳炎予防接種未接種者は母子健康手帳で確認を

日本脳炎は、接種のご案内を行っていなかった期間があり、平成7年4月2日、平成19年4月1日生まれの方については、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逃していることがあったため、6か月、20歳未満の間、未接種分を受けることができます。母子健康手帳で接種歴を確認し、合計4回の接種を終えていない

麻疹風しん混合(MR)ワクチンは法定期間内に接種を

麻疹は、感染力が非常に強く特効薬もないため、かかると重症化しやすい病気です。感染予防には2回のワクチン接種が必要です。

麻疹風しん混合(MR)ワクチンは、1期(1歳になってから2歳になるまでの1年間)



中央防波堤埋立地帰属問題の解決に向けて

去る3月8日、私を訪ねた大田区の松原区長と、まだどの区にも属していない土地、中央防波堤埋立地の帰属問題について話しました。

前回の東京オリンピックの頃、東京中のごみは、現在の夢の島に埋め立てられていました。清掃工場も少なく、ほぼ生ごみのまま清掃車に積まれて江東区に集まってきました。その数は1日5千台。清掃車は旧式で、荷台から汚汁をたらしめます。生ごみの悪臭と清掃車の渋滞による排

気ガスが江東区を覆いました。夢の島が一杯になると次は若洲へ埋め立てます。江東区は各区への清掃工場建設を都に訴えました。若洲の次に昭和48年からごみで埋め立てたのが、今回の中央防波堤埋立地です。たくさんの方の清掃車は、依然として江東区に集まりました。

このように中央防波堤埋立地は江東区民の犠牲によりできた土地なのです。現在この土地は、本区と大田区が互いに100%の帰属を主

張し、解決には至っていません。昭和57年にも同じようなことがありました。13号埋立地を江東区、港区、品川区が帰属を譲らず、最後は東京都の調停により、江東区7割、港区2割、品川区1割で決着を見たのです。

今回の松原区長との話し合いをきっかけに、解決に向けた積極的な協議に入ります。どうか区民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

と2期(小学校就学前の4月から3月までの1年間)で2回接種します。それぞれ法定接種期間が定められていますので、期間内に接種してください。

(MR)ワクチン任意接種期間(無料)小学4年の年度末まで

2歳を過ぎてから小学校4年生の年度末までは、任意接種期間(無料)を設けています。事情により法定接種期間内に接種できなかった児童は、母子健康手帳を持参のうえ、指定医療機関で2回接種してください。なお、任意の予防接種は法定接種とは異なり予防接種法に基づかない接種となるため、万一健康被害が発生した場合、予防接種法の救済の対象にならず、救済の対象となります。

○保健所保健予防課保健係 ☎(3647)5906

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール

春の全国交通安全運動

4月6日(水)～15日(金)

やさしさが 走るこの街 この道路

「やさしさが 走るこの街 この道路」をメインスローガンに春の全国交通安全運動が行われます。

「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として、4つの重点を定めています。

- 自転車安全利用五則(特に、自転車安全利用五則(※下部参照)の周知徹底)
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止

高校・大学進学を支援

学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

【入】 次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生等のことも(20歳未満)を養育している方

- 収入が一定基準以下である
- 預貯金等資産の保有額が600万円以下である
- 土地・建物を所有していない(現在住んでいる住宅・土地については除く)

【貸付金の対象範囲・金額】

- 学習塾等受講料・学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室にかかる受講料。中学3年生・高校3年生等とも20万円まで(上限)
- 受験料・高校、大学、専修学

ひとり親家庭のお母さん、お父さんを支援

就労支援のための各種給付金を支給

自立が困難なひとり親家庭のお母さん、お父さんの支援として、就労支援に関する給付金支給をはじめさまざまな事業を行っています。

給付金の支給

経済的自立を目指し修業するひとり親家庭の母親、父親を支援するため、「高等職業訓練促進給付金」と「自立支援教育訓練給付金」の2種類の給付事業を行っています。給付金を受けようためには、福祉事務所で事前相談が必要となります。

【入】 20歳未満のお子さんを扶養する母親、父親で児童扶養手当受給者および同様の所得水準の方

- 高等職業訓練促進給付金 安定した生活を営むために、就職に有利で収入増に役立つ資格取得を目指すひとり親家庭の母親・父親に、養成機関での修業期間中の生活費の負担を軽減

「江東区8020すこやか家族」表彰

よい歯・すこやかファミリーを募集

江東区と江東区歯科医師会では8020運動(80歳で20本自分の歯を残すこと)を推進するため、歯と口の健康づくりに日ごろから取り組んでいる家族を「江東区8020すこやか家族」として表彰しています。

江東区歯科医師会所属の歯科医療機関から推薦された家族を審査のうえが表彰し、最優秀家族は東京都へ推薦します。表彰式は6月上旬を予定しています。対象となる家族は、平成27年4月から平成28年3月31日までに、3歳児歯科健康診査(各保健相談所で実施)を受診した

【入】 江東区歯科医師会所属の歯科医療機関に所属する家族

【申込】 江東区歯科医師会所属の歯科医療機関は江東区歯科医師会ホームページ(<http://www.kotokushikaisaikai.com>)で確認できます。

【表彰】 保健所健康推進課歯科衛生士担当

江東区歯科医師会
☎(3649)0780

【支給額】 住民税非課税世帯の方は月額100,000円、それ以外の方は月額70,500円

【修】 支援給付金(養成訓練修了後に一時金として、住民税非課税世帯の方は50,000円、それ以外の方は25,000円を支給(養成訓練の修了日から30日以内に要申請))

○自立支援教育訓練給付金 就労に役立てるために必要な教育訓練講座を受講した場合、負担した受講料の一部を助成します※平成28年度から支給割合が変更となりました。

【支給額】 支払った費用の60%に相当する額(上限20万円)※12,000円以下は対象外

【対象となる講座・資格】 雇用保険制度の教育訓練給付指定教育訓練講座等。具体的な講座・資格については、平成25年度以降の入学のみが対象です。

【入】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、理・美容師等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業し、資格取得が見込まれる方

【支給対象期間】 申請のあった月から修業期間の全期間のうち最大3年間

女性福祉資金貸付制度

平成29年3月で終了 申請はお早めに

女性が経済的に自立して、社会的に安定した生活を送るために必要とする資金をお貸しします※本事業は、平成29年3月末で終了します。

【資金の種類】 修学資金、転宅資金、技能習得資金など10種類の資金があり、貸付限度額・償還期限が資金により異なります。詳細はお問い合わせください。

【入】 区内に住所があり○子ども等を扶養する配偶者のいない女性○子ども等を扶養していない場合は、年間所得が2,036、

を対象に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金をお貸しします(要審査)。

【資金の種類】 修学資金、就学支度資金、転宅資金など12種類の資金があり、貸付限度額・据置期間・償還期限が資金により異なります。詳細は母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

【入】 区内に6か月以上(修学資金、就学支度資金は期間を問いません)お住まいのひとり親家庭の母親、父親等で、20歳未満のお子さんを扶養している方

【申込】 深川地区および東砂6、8丁目、南砂、新砂の窓口(保健第一課母子・父子自立支援員)

☎(3645)3106

【電話】 大島、北砂、東砂1、5丁目、夢の島、新木場、若洲の窓口(保健第二課婦人相談員)

☎(3637)2707